

## 令和8年度 高度専門家による課題検討支援 募集要綱

令和8年1月8日  
内閣府民間資金等活用事業推進室

### 1. 背景

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和7年改定版)」(令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定)において、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現に民間のノウハウを活かす観点からは、提供されるサービスに民間の創意工夫の発揮が期待できる公共施設、新たに活用の展開が期待される公共施設等へと PPP/PFI 活用の裾野を拡大することが重要であり、公共施設等運営事業についても、既存の制度や枠組みにとらわれることなく、新たな分野での活用を追求し続けることが重要であるとされています。そのため、PPP/PFI の質と量の両面からの充実を図る上で、国の支援施策と機構による支援を積極的に活用して先導的事例を形成し、新たな PPP/PFI 活用モデルを横展開すること等により、多様な PPP/PFI の展開に取り組むこととしています。加えて、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援することとしています。

内閣府では、公共施設等運営事業（コンセッション事業）等、案件形成に向けて高度な検討が必要な事業を検討している地方公共団体等に対し、当該事業を案件化する過程で得られた知見の他の事業への横展開を図っています。

この度、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知見を有する専門家による情報提供、助言等により、公共施設等運営事業（コンセッション事業）等の案件形成を図っていく地方公共団体等を募集し支援します。

※ 本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

### 2. 募集対象

高度な専門的検討を必要とする PPP/PFI 事業を実施しようとしている地方公共団体等  
(代表例)

- (1) 公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（コンセッション事業）
- (2) 収益型事業（収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業）
- (3) 公的不動産利活用事業
- (4) PFI 法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- (5) 指標運動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業
- (6) ウォーターPPP による事業

※地方公共団体等とは、公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人を指します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

※指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業とは、公共施設等の管理者等（PFI法第2条第3項）が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等（包括的民間委託契約を含む。）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指します。

※内閣府による支援が妥当と判断される事業を支援対象とします。

※ウォーターPPPによる事業とは、水道、工業用水道、下水道分野における公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式による事業を指します。

※（4）について、既にPFI法第6条に基づく民間提案を受けた事業も対象とします。また、民間提案の制度を活用するための体制構築（窓口設置、庁内体制整備、審査体制構築、マニュアル作成等）も含めた支援を行うことも可能です。

### 3. 支援内容

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施することにより、案件形成に向けて支援します。

※対象事業の課題に応じた支援を実施します。

支援開始は6月頃を予定し、支援期間は令和8年度内とします。当該支援事業に係る費用は全額内閣府が負担します。

### 4. 募集期間

令和8年1月8日（木）～2月27日（金）正午

### 5. 提出方法

別添の応募様式に簡潔・明瞭に記入の上、添付する参考資料を含め電子メールにて御提出ください。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階

内閣府民間資金等活用事業推進室 一丸、竹下、添田

TEL：03-6257-1655

電子メール：pfi.post.t9yΣcao.go.jp

※[Σ]を[@]に置き換えて送信ください。

### 6. 支援対象の選定

提出いただいた応募様式の記載事項等を基に、内閣府において、案件の具体性や先導性等を総合的に勘案し支援対象案件を選定します。（なお、御応募いただいた案件又は取組自体の評価を行うものではありません。）特に、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位

に評価します。

デジタル技術の社会実装、カーボンニュートラル及び持続可能な地域社会の実現に寄与する附帯収益事業を検討するものは、選定に際し配慮します。

主な事業分野に PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）に指定する重点分野のうち、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）文化・社会教育施設又は文化・社会教育施設のいずれかが含まれる事業を検討するものは、選定に際し配慮します。

必要に応じ、追加の資料提出等をお願いする場合があります。また、資料提出後に、WEB 会議システムを活用したヒアリングの実施する場合があります。

選定結果は決定後お知らせします。

## 7. その他留意事項

- (1) 支援実施に際し、資料提供等を求めることがあります。
- (2) 提出いただいた応募様式等については、返却しませんので御留意ください。
- (3) 支援の成果については、他の地方公共団体等における検討の参考とするため横展開していくことを想定しています。調査結果について公表されることを前提に応募してください。
- (4) 支援の終了後も引き続き、当該案件又は取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI 推進に関する必要な業務に御協力いただく場合があります。
- (5) 不明点がある場合には、「5. 提出方法」の問合せ先にお問い合わせください。

(別添)

令和8年度 高度専門家による課題検討支援 応募様式

応募主体 の名称	
連絡先 (担当者)	(部 署) (担当者名) (住 所) (電 話) (E メール)
案件の概要	<b>●●事業</b> ※事業概要（施設の用途、施設規模、スケジュール等）について記載できる範囲で記入してください。
検討している 事業スキーム	※現段階で想定している事業スキームを記入してください。
高度な検討を 要する課題	※事業の案件形成を図る上で、どのような課題があり、また、その課題の解決に当たり、どのような観点で高度な検討が要するかについて記入してください。
高度専門家による 支援を希望する事 項	※上記案件の実施に向けた課題に係る調査検討に対して、内閣府が高度なアドバイスを委託するコンサルタント等にどのような支援を希望するのか具体的に記入してください。また、支援に当たり、特徴的な点や留意して検討すべき点があれば、具体的に記入してください。
関係機関等との 調整状況	※関係機関と調整する必要がある場合は、当該関係機関の名称を記入するとともに、調整を行っている場合は、その調整状況を記入してください。
導入可能性調査 実施予定時期	令和●年度
その他	※特筆すべき事項がありましたら記入してください。

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

※枠の大きさは適宜変更してください。